

TJVC ファミリア 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブはTJVC ファミリアと称する。

(事務所)

第2条 本クラブは事務所を寺田ジュニアバレーボールクラブ（以下 TJVC）内におく。

(目的)

第3条 本クラブは城陽市 市民ルールバレーボール大会において、対戦チームに対して迷惑をかけない程度のスキルを身につける事を目的とする。

(活動)

第4条 本クラブは前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- ① 城陽市内の体育館においてバレーボールの練習会を開催
- ② 本クラブの目的達成の為に必要な大人の作戦会議の招集
- ③ 会議によって議決された、スポーツ大会などの参加

第2章 会員

(構成員)

第1条 本クラブの構成員は、クラブの趣旨に賛同する TJVC 関係者をもって構成する。

(会員の権利)

第2条 会員は本クラブの行うあらゆる活動に参加する事が出来る。

(入会資格)

第3条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えなければならない。

- ① 本クラブの目的に賛同する者であること。
- ② 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
- ③ 本クラブはバレーボール活動を通じて各個人のスキルアップとメタボ対策運動の場である為、必要以上に試合の勝利に執着しないこと。

(除 名)

第4条 本クラブの会員について次の要件を満たさない場合は除名される。

- ① 第2章 第3条の要件を満たさない場合。
- ② 個人の利益の為に本クラブを利用した場合。
- ③ クラブ内での選挙活動の禁止、但しPTA、生徒会はその限りでない。
- ④ 役員の大意により会員として適切でないと判断し、会議参加者の過半数以上の賛同が得られた場合。

(会 費)

第5条 本クラブの会費は必要に応じ都度、徴収するものとする。また、一旦入金した会費は理由の如何を問わず返還しない。

- ① 有料施設の使用料について
 - 〈1〉 有料施設使用料は当日参加した会員及び参加者で支払う。
 - 〈2〉 使用料は家族単位で等分し徴収する。
 - 〈3〉 使用料は十円の位を四捨五入し、過不足分はクラブ費積立金にて調整する。
 - 〈4〉 十八才未満の会員又は参加者からは使用料を徴収しない。

(チームキャプテン)

第6条 チームキャプテンの選出について。

- ① 年度初めに会員の中からチームキャプテンを選出する。
- ② チームキャプテンの任期は1年とする。
- ③ チームキャプテンは、クラブ内で出場するチーム数に応じて選出する。
- ④ チームキャプテンには、キャプテンマークの入ったユニフォームをクラブ積立金から購入し与える。
- ⑤ チームメンバーは大会の都度チームキャプテンを中心に選び、それに従う。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第1条 本クラブには、次の役員を置く。

- ① 代表 1名 ② 副代表 1名 ③ 庶務 1名 ④ 会計 1名

*別紙①参照

(任 期)

第2条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会 議)

第1条 本クラブは不定期に「大人の作戦会議」と云う打ち合わせを行う

(会議の招集)

第2条 本クラブの作戦会議は、全ての会員が役員に申請する事により招集する事が出来る。

(議 事)

第3条 会議の決議は会議参加者の過半数をもって議決する。

(未成年者の会議参加)

第4条 二十歳以下の会員はその保護者の参加を認める。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

第1条 会員は本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに役員の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害などの事故が発生しても、本クラブ及び役員などに対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第2条 会員は傷害保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害について、一切の責任を負わないものとする。

第6章 雑 則

(細則)

第1条 本規約に定めない事項及び運用上必要な細則は、作戦会議の決議によって定める。

(規約の改定)

第2条 本規約は作戦会議の決議によって随時改正することができる。

(十八才未満の制限)

第3条 十八才未満で19:00以降の活動は、保護者又は会員の送迎がなければ参加できない。

(慶弔費)

第4条 会員の慶弔時に五千円程度の慶弔費をクラブ積立金から捻出する、またクラブ積立金に不足がある場合は会員から五百円程度の資金を集める事によって捻出する。

(規約の発行)

第5条 この規約は平成26年9月7日から実施する。

【改訂】

- (1) 平成27年4月23日 第2章 第5条 施設使用料について
第6章 第4条 未成年者の参加について
- (2) 平成27年5月9日 第2章 第4条 除名について
- (3) 平成27年7月28日 項目変更により新規作成
- (4) 平成28年4月4日 第2章 第5条 チームキャプテンについて
第6章 第4条 慶弔費について

—以下余白—

別紙①

役員名簿

代表

笹嶋 裕

副代表

深井 信吉

庶務

植田 健治

会計

伊東 弥生

執行役員（会計担当）

三木 学